

第 三 条					第 四 条									
様式第十七号（第四条、第十条、第十九条の四関係） 株 主 資 本 等 変 動 計 算 書 (略)					様式第十七号（第四条、第十条、第十九条の四関係） 株 主 資 本 等 変 動 計 算 書 (略)									
	株 主 資 本		評価・換算差額等	新株予約権	純資産合計		株 主 資 本		評価・換算差額等	新株予約権	純資産合計			
	(略)		(略)				(略)							
	<u>当期首残高</u>		(略)	(略)	(略)		<u>前期末残高</u>		(略)	(略)	(略)			
	(略)		(略)	(略)	(略)		(略)		(略)	(略)	(略)			
記載要領 1・2 (略)					記載要領 1・2 (略)									
3 記載すべき金額は、千円単位を <u>もって</u> 表示すること。 ただし、会社法（平成17年法律第86号）第2条第6号に規定する大会社に <u>あつては</u> 、百万円単位を <u>もって</u> 表示することができる。この場合、「千円」とあるのは「百万円」として記載すること。					3 記載すべき金額は、千円単位を <u>もって</u> 表示すること。 ただし、会社法（平成17年法律第86号）第2条第6号に規定する大会社に <u>あつては</u> 、百万円単位を <u>もって</u> 表示することができる。この場合、「千円」とあるのは「百万円」として記載すること。									
4 (略)					4 (略)									
5 その他利益剰余金については、その内訳科目の <u>当期首残高</u> 、 <u>当期変動額</u> （変動事由ごとの金額）及び <u>当期末残高</u> を株主資本等変動計算書に記載することに代えて、注記により開示することができる。この場合には、その他利益剰余金の <u>当期首残高</u> 、 <u>当期変動額</u> 及び <u>当期末残高</u> の各合計額を株主資本等変動計算書に記載する。					5 その他利益剰余金については、その内訳科目の <u>前期末残高</u> 、 <u>当期変動額</u> （変動事由ごとの金額）及び <u>当期末残高</u> を株主資本等変動計算書に記載することに代えて、注記により開示することができる。この場合には、その他利益剰余金の <u>前期末残高</u> 、 <u>当期変動額</u> 及び <u>当期末残高</u> の各合計額を株主資本等変動計算書に記載する。									
6 評価・換算差額等については、その内訳科目の <u>当期首残高</u> 、 <u>当期</u>					6 評価・換算差額等については、その内訳科目の <u>前期末残高</u> 、 <u>当期</u>									

変動額（当期変動額については主な変動事由にその金額を表示する場合には、変動事由ごとの金額を含む。）及び当期末残高を株主資本等変動計算書に記載することに代えて、注記により開示することができる。この場合には、評価・換算差額等の当期首残高、当期変動額及び当期末残高の各合計額を株主資本等変動計算書に記載する。	変動額（当期変動額については主な変動事由にその金額を表示する場合には、変動事由ごとの金額を含む。）及び当期末残高を株主資本等変動計算書に記載することに代えて、注記により開示することができる。この場合には、評価・換算差額等の前期末残高、当期変動額及び当期末残高の各合計額を株主資本等変動計算書に記載する。
7（略）	7（略）
8 当期首残高については、会社計算規則（平成18年法務省令第13号）第2条第3項第59号に規定する適及適用又は同項第64号に規定する誤謬^{（誤り）}の訂正をした場合には、当期首残高及びこれに対する影響額を記載する。	（新設）
9～16（略）	8～15（略）
17 株主資本以外の各項目のうち、その他有価証券評価差額金について、主な変動事由及びその金額を表示する場合、時価評価の対象となるその他有価証券の売却又は減損処理による増減は、原則として、以下のいずれかの方法により計算する。	16 株主資本以外の各項目のうち、その他有価証券評価差額金について、主な変動事由及びその金額を表示する場合、時価評価の対象となるその他有価証券の売却又は減損処理による増減は、原則として、以下のいずれかの方法により計算すること。
（1） 損益計算書に計上されたその他有価証券の売却損益等の額に税効果を調整した後の額を表示する方法	（1） 損益計算書に計上されたその他有価証券の売却損益等の額に税効果を調整した後の額を表示する方法
（2） 損益計算書に計上されたその他有価証券の売却損益等の額を表示する方法	（2） 損益計算書に計上されたその他有価証券の売却損益等の額を表示する方法
この場合、評価・換算差額等に対する税効果の額を、別の変動事由として表示する。また、当該税効果の額の表示は、評価・換算差額等の内訳項目ごとに行う方法、その他有価証券評価差額金を含む評価・換算差額等に対する税効果の額の合計による方法のいずれにすることもできる。	この場合、評価・換算差額等に対する税効果の額を、別の変動事由として表示する。また、当該税効果の額の表示は、評価・換算差額等の内訳項目ごとに行う方法、その他有価証券評価差額金を含む評価・換算差額等に対する税効果の額の合計による方法のいずれにすることもできる。また、繰延ヘッジ損益にについても同様に取り扱う。
また、繰延ヘッジ損益についても同様に取り扱う。 なお、税効果の調整の方法としては、例えば、評価・換算差額等の増減があつた事業年度の法定実効税率を使用する方法や繰延税金資産の回収可能性を考慮した税率を使用する方法などがある。	なお、税効果の調整の方法としては、例えば、評価・換算差額等の増減があつた事業年度の法定実効税率を使用する方法や繰延税金資産の回収可能性を考慮した税率を使用する方法などがある。
18（略）	17（略）

様式第十七号の二 (第四条、第十条、第十九条の四関係)
注 記 表

(略)
注

- 1・2 (略)
 - 3 会計方針の変更
 - 4 表示方法の変更
 - 5 会計上の見積りの変更
 - 6 誤謬の訂正
 - 7 貸借対照表関係
 - (1) (略)
 - (2) 保証債務、手形遡求債務、重要な係争事件に係る損害賠償義務等の内容及び金額
 - (3) (略)
 - (4) 取締役、監査役及び執行役との間の取引による取締役、監査役及び執行役に対する金銭債権及び金銭債務
 - (5)・(6) (略)
 - 8～13 (略)
 - 14 関連当事者との取引
- 取引の内容

種類	会社等の名称又は氏名	議決権の所有 (被所有) 割合	関係内容	科目	期末残高 (千円)

ただし、会計監査人を設置している会社は以下の様式により記載する。

(1) 取引の内容

様式第十七号の二 (第四条、第十条、第十九条の四関係)
注 記 表

(略)
注

- 1・2 (略)
(新設)
 - 3 貸借対照表関係
 - (1) (略)
 - (2) 保証債務、手形遡及債務、重要な係争事件に係る損害賠償義務等の内容及び金額
 - (3) (略)
 - (4) 取締役、執行役、会計参与又は監査役との間の取引による取締役、執行役、会計参与又は監査役に対する金銭債権及び金銭債務
 - (5)・(6) (略)
 - 4～9 (略)
 - 10 関連当事者との取引
- 取引の内容

属性	会社等の名称又は氏名	議決権の所有 (被所有) 割合	関係内容	科目	期末残高 (千円)

但し、会計監査人を設置している会社は以下の様式により記載する。

(1) 取引の内容

種類	会社等の名称又は氏名	議決権の所有 (被所有) 割合	関係 内容	取引の 内容	取引 金額	科目	期末残高 (千円)

(2)・(3) (略)
15～18 (略)

記載要領

1 記載を要する注記は、以下のとおりとする。

	株 式 会 社			持分会社
	会計監査人 設置会社	会計監査人なし		
		公開会社	株式譲渡 制限会社	
1・2 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
3 会計方針の変更	○	○	○	○
4 表示方法の変更	○	○	○	○
5 会計上の見積りの変更	○	×	×	×
6 誤謬 ^{296.3} の訂正	○	○	○	○
7～18	(略)	(略)	(略)	(略)

属性	会社等の名称又は氏名	議決権の所有 (被所有) 割合	関係 内容	取引の 内容	取引 金額	科目	期末残高 (千円)

(2)・(3) (略)
11～14 (略)

記載要領

1 記載を要する注記は、以下の通りとする。

	株 式 会 社			持分会社
	会計監査人 設置会社	会計監査人なし		
		公開会社	株式譲渡 制限会社	
1・2 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(新設)				
3～14	(略)	(略)	(略)	(略)

【凡例】 ○・・・記載要、×・・・記載不要	【凡例】 ○・・・記載要、×・・・記載不要
2 (略)	2 (略)
3 記載すべき金額は、<u>注15</u>を除き千円単位をもつて表示すること。 ただし、会社法（平成17年法律第86号）第2条第6号に規定する大 会社にあつては、百万円単位をもつて表示することができる。この場 合、「千円」とあるのは「百万円」として記載すること。	3 記載すべき金額は、<u>注9</u>を除き千円単位をもつて表示すること。 ただし、会社法（平成17年法律第86号）第2条第6号に規定する大 会社にあつては、百万円単位をもつて表示することができる。この場 合、「千円」とあるのは「百万円」として記載すること。
4・5 (略)	4・5 (略)
6 注に掲げる事項の記載に当たつては、<u>当該事項の番号に対応してそ れぞれ以下に掲げる要領に従つて記載する。</u>	6 注に掲げる事項の記載に当たつては、<u>以下の要領に従つて記載する。</u>
注1 (略)	注1 (略)
注2 重要性の乏しい事項は、記載を要しない。	注2 <u>会計処理の原則又は手続を変更したときは、その旨、変更の理 由及び当該変更が貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書 及び注記表に与えている影響の内容を、表示方法を変更したときは 、その内容を追加して記載する。重要性の乏しい変更は、記載を要 しない。</u>
(4)・(5) (略)	(4)・(5) (略)
注3 <u>一般に公正妥当と認められる会計方針を他の一般に公正妥当と 認められる会計方針に変更した場合に、次に掲げる事項を記載する。</u> <u>ただし、重要性の乏しい事項は記載を要せず、また、会計監査人設 置会社以外の株式会社及び持分会社にあつては、④ロ及びびへに掲げ る事項を省略することができる。</u>	(新設)
① 当該会計方針の変更の内容	
② 当該会計方針の変更の理由	
③ 会社計算規則（平成18年法務省令第13号）第2条第3項第59 号に規定する遡及適用（以下単に「遡及適用」という。）をし た場合には、当該事業年度の期首における純資産額に対する影 響額	
④ 当該事業年度より前の事業年度の全部又は一部について遡及 適用をしなかつた場合には、次に掲げる事項（当該会計方針の	

変更を会計上の見積りの変更と区別することが困難なときは、ロに掲げる事項を除く。)

イ 貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び注記表の主な項目に対する影響額

ロ 当該事業年度より前の事業年度の全部又は一部について遡及適用をしなかつた理由並びに当該会計方針の変更の適用方法及び適用開始時期

ハ 当該会計方針の変更が当該事業年度の翌事業年度以降の財産又は損益に影響を及ぼす可能性がある場合であつて、当該影響に関する事項を注記することが適切であるときは、当該事項

注4 一般に公正妥当と認められる表示方法を他の一般に公正妥当と認められる表示方法に変更した場合に、次に掲げる事項を記載する。ただし、重要性の乏しい事項は、記載を要しない。

① 当該表示方法の変更の内容

② 当該表示方法の変更の理由

注5 会計上の見積りの変更をした場合に、次に掲げる事項を記載する。ただし、重要性の乏しい事項は、記載を要しない。

① 当該会計上の見積りの変更の内容

② 当該会計上の見積りの変更の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び注記表の項目に対する影響額

③ 当該会計上の見積りの変更が当該事業年度の翌事業年度以降の財産又は損益に影響を及ぼす可能性があるときは、当該影響に関する事項

注6 会社計算規則第2条第3項第64号に規定する誤謬⁽¹⁵⁴⁾の訂正をした場合に、次に掲げる事項を記載する。ただし、重要性の乏しい事項は、記載を要しない。

① 当該誤謬⁽¹⁵⁴⁾の内容

② 当該事業年度の期首における純資産額に対する影響額

注7

注3

(1) (略) (2) 保証債務、<u>手形遡求債務、損害賠償義務等</u>（負債の部に計上したものを除く）の種類別に総額を記載する。 (3) (略) (4) 総額を記載するものとし、取締役、<u>監査役又は執行役別の金額は記載すること</u>を要しない。 (5)・(6) (略) <u>注8～13</u> (略)	(1) (略) (2) 保証債務、<u>手形遡及債務、損害賠償義務等</u>（負債の部に計上したものを除く）の種類別に総額を記載する。 (3) (略) (4) 総額を記載するものとし、取締役、<u>執行役、会計参与又は監査役別の金額は記載すること</u>を要しない。 (5)・(6) (略) <u>注4～9</u> (略)
<u>注14</u> 「関連当事者」とは、会社計算規則第112条第4項に定める者をいい、記載に<u>当たっては</u>、関連当事者ごとに記載する。関連当事者との取引には、会社と第三者との間の取引で当該会社と関連当事者との間の利益が相反するものを含む。ただし、重要性の乏しい取引及び関連当事者との取引のうち以下の取引については記載を要しない。 ① (略) ② 取締役、<u>会計参与、監査役又は執行役</u>に対する報酬等の給付 ③ (略) 「種類」の欄には、<u>会社計算規則第112条第4項各号に掲げる関連当事者の種類を記載する。</u>	<u>注10</u> 「関連当事者」とは、会社計算規則（平成18年法務省令第13号）第112条第4項に定める者をいい、記載に<u>あたつては</u>、関連当事者ごとに記載する。関連当事者との取引には、会社と第三者との間の取引で当該会社と関連当事者との間の利益が相反するものを含む。ただし、重要性の乏しい取引及び関連当事者との取引のうち以下の取引については記載を要しない。 ① (略) ② 取締役、<u>執行役、会計参与又は監査役</u>に対する報酬等の給付 ③ (略) (新設)
<u>注15</u> 株式会社が当該事業年度又は当該事業年度の末日後において株式の併合又は株式の分割をした場合において、当該事業年度の期首に株式の併合又は株式の分割をしたと仮定して(1)及び(2)に掲げる額を算定したときは、その旨を追加して記載する。	(新設)
<u>注17</u> (略)	<u>注13</u> (略)
<u>注18</u> 注1から<u>注17</u>に掲げた事項のほか、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書により会社の財産又は損益の状態を正確に判断するために必要な事項を記載する。	<u>注14</u> 注1から<u>注13</u>に掲げた事項のほか、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書により会社の財産又は損益の状態を正確に判断するために必要な事項を記載する。